

保保所環第 7964号

平成22年12月27日

「食の安全・市民ホットライン」

代表 神山 美智子 様

さいたま市保健所環境薬事課長

さいたま市保健所地域保健支援課長

「株式会社 SK ()安全」に係る要請書について (回答)

平成22年12月18日付けで提出された標記の件について下記のとおり回答いたします。

記

今回ご指摘いただいた「無添加白だし」は、各都道府県衛生主幹部(局)長あて厚生省薬務局監視指導課通知「無承認無許可医薬品の監視指導マニュアルの改正について」(昭和62年9月2日薬監第88号)に基づき、「明らかに食品と認識されるもの」に該当すると解しております。

したがって、ご指摘いただいた当該商品に対する宣伝をもって直ちに薬事法違反とはいえないと判断しており、業者に対して薬事法に基づく処分は考えておりません。

ただし、一般に食品に対して効能効果を謳う広告は薬事法に違反する行為にあたるため、当該業者には、薬事法の見地から食品に対する広告行為については十分注意するよう指導を行いました。

また、今回ご指摘いただいた「無添加白だし」についてのインターネット広告に対し、健康増進法の見地から、「食品として販売に供する物に関して行う健康保持増進効果等に関する虚偽誇大広告等の禁止及び広告等適正化のための監視指導等に関する指針(ガイドライン)」及び、「食品として販売に供する物に関して行う健康保持増進効果等に関する虚偽誇大広告等の禁止及び広告等適正化のための監視指導等に関する指針(ガイドライン)」に係る留意事項について、「健康増進法上問題となるインターネット広告表示について」に基づき、いわゆる健康食品の誇大広告に該当するため関東信越厚生局の指導の下、指導を行いました。

さいたま市保健所

環境薬事課 薬事係 TEL 048-840-2235

地域保健支援課 健康支援係 TEL 048-840-2214